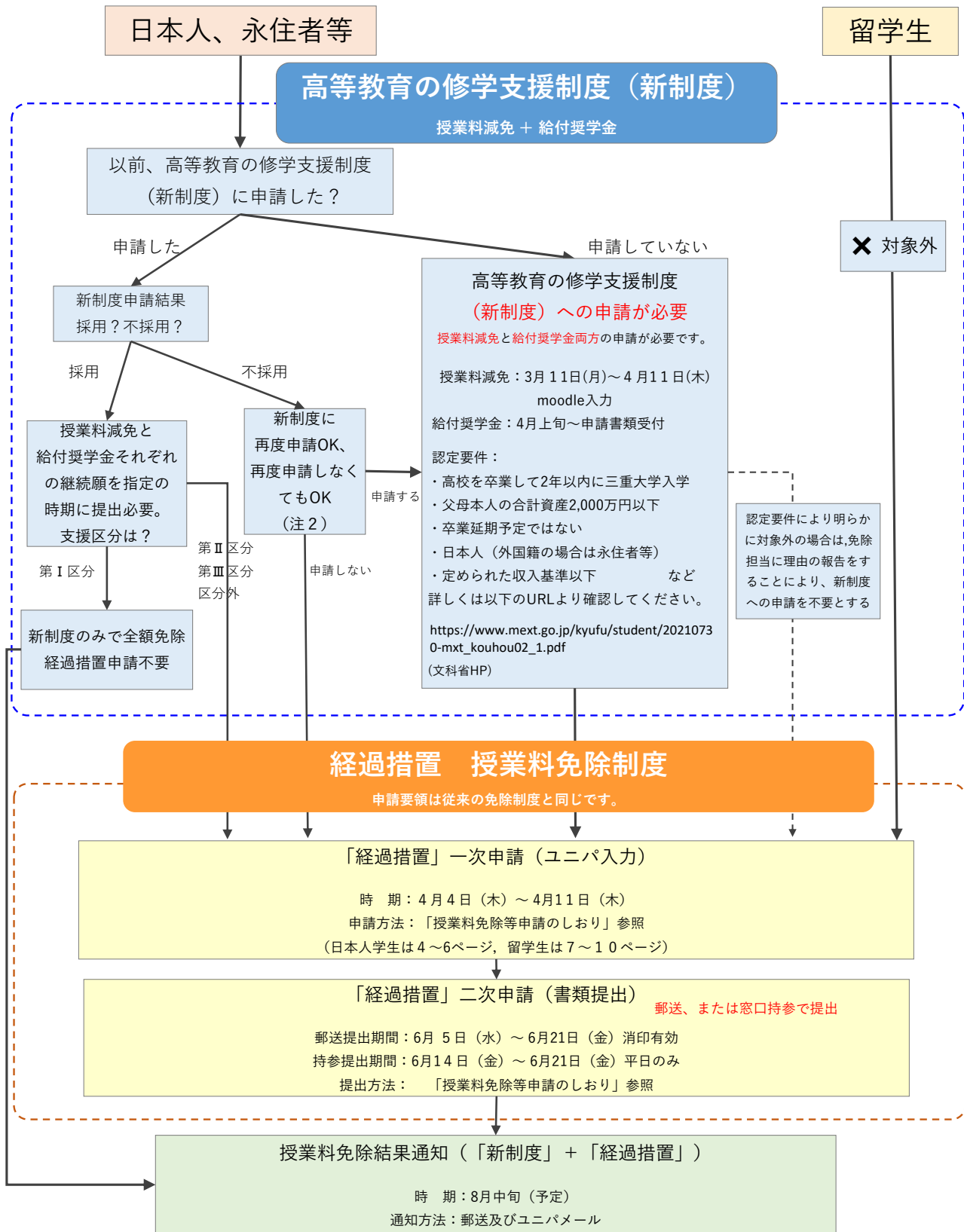


授業料免除申請フローチャート



(注1) 第Ⅰ区分であれば、経過措置に申請しなくても新制度のみで全額免除となりますが、夏頃に日本学生支援機構がマイナンバーを用いて収入額等により家計基準を判定し支援区分の見直しを行い、後期分は第Ⅰ区分ではなくなる可能性があります。9月～10月頃、日本学生支援機構のスカラネットパーソナルで10月からの支援区分が確認できます。第Ⅰ区分以外となった場合、後期は経過措置に申請することをお勧めします。

(注2) 新制度の不採用の理由により、再度申請するかを判断してください。

家計基準は、各学期について右記の表の年の父母、本人の1年間の収入で判定しています。
 学業基準は、前学年までのGPA値及び修得単位数で前期、後期とも判定しています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
前期	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
後期	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年